全建労発第　　１８号
平成２８年５月１３日

各都道府県建設業協会会長　殿

一般社団法人　全国建設業協会
会　長　　近　藤　晴　貞
〔　公　印　省　略　〕

政策・方針決定過程への女性の参画拡大について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年４月、「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律」（平成２７年法律第６４号）が完全施行されました。これを受けまして、関係各機関等に対し、自主的かつ実効的なポジティブ・アクションの導入等を促すため、第４次男女共同参画基本計画に定める取組みの一環として、内閣府より標記についての周知依頼がありましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上
（担当：吉田）

府共第 390 号－7
平成 28 年 4 月 28 日

一般社団法人全国建設業協会会長　殿

内閣府男女共同参画局長
武川　恵子（公印省略）

政策・方針決定過程への女性の参画拡大について（依頼）

政府は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づき、昨年 12 月 25 日に第４次男女共同参画基本計画（以下「４次計画」という。）を閣議決定いたしました。

４次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待し、引き続き更なる努力を行う」こととし、その上で、各分野において、あらゆる努力を行えば達成し得る高い水準の目標を設定いたしました。併せて、将来指導的地位へ登用される女性の候補者の層を厚くするため、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援策を大胆に進めていくこととしています。

また、昨年８月には、国、地方公共団体及び民間企業等に対し、女性の活躍に関する現状の把握・分析、これらを踏まえた数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・公表等を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、本年４月１日より完全施行されました。

つきましては、４次計画につき御理解を賜るとともに、貴組織におかれても、政策・方針決定過程への女性の参画拡大等に向け、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の実施その他の実効性のあるポジティブ・アクションの導入等に積極的に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

また、必要に応じて貴組織の下部団体・機関又は関係各団体・各機関に対しても、４次計画についての周知をお願い申し上げるとともに、下部団体・機関又は関係各団体・各機関との情報共有や必要なネットワークの形成等にも取り組んでいただくようお願い申し上げます。

第４次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）（抄）

第２分野　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

＜成果目標＞

項　目		現　状	成果目標（期限）
国の審議会等委員等に占める女性の割合			
	審議会等委員	36.7% （平成27年）	40%以上、60%以下 （平成32年）
	審議会等専門委員等	24.8% （平成27年）	30% （平成32年）
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合			
	都道府県の審議会等委員	30.6% （平成27年）	33.3%(早期)、更に 40%以上を目指す （平成32年）
	市町村の審議会等委員	25.6% （平成27年）	30%以上 （平成32年）
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合			
	部長相当職及び課長相当職	13.5% （平成27年）	15% （平成32年度末）
	役員	10.5% （平成27年）	13% （平成32年度末）
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合			
	係長相当職	16.2% （平成26年）	25% （平成32年）
	課長相当職	9.2% （平成26年）	15% （平成32年）
	部長相当職	6.0% （平成26年）	10%程度 （平成32年）
上場企業役員に占める女性の割合		2.8% （平成27年）	５%(早期)、更に 10%を目指す （平成32年）
起業家に占める女性の割合（注５）		30.3% （平成24年）	30%以上を維持 （平成32年）

（注５）起業家とは、過去１年間に職を変えた又は新たに職に就いた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）である者。

5　その他の分野における女性の参画拡大

施策の基本的方向	
経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、ＮＧＯ、ＮＰＯ等の団体内部における実効性のあるポジティブ・アクションの導入や各種団体間のネットワークの形成を促進する。	
具体的な取組	担当府省
①　役員登用に自主的なクオータ制を導入するなど女性登用を促進するポジティブ・アクションを実施している職能団体等を参考に、各団体において自主的かつ実効的なポジティブ・アクションが進むよう促す。	内閣府、厚生労働省、関係府省
②　各種団体における女性役員等の登用を促すため、その「見える化」を推進するとともに、表彰や補助金等のインセンティブ付与の在り方について検討を行う。	内閣府
③　上記のほか、第４分野（地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進）、第５分野（科学技術・学術における男女共同参画の推進）、第６分野（生涯を通じた女性の健康支援）、第 10 分野（教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進）、第 11 分野（男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立）、第 12 分野（男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献）における関連施策を着実に実施し、次の点について女性の参画拡大を推進する。	関係府省
・　ＰＴＡ、自治会・町内会等、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	内閣府、総務省、文部科学省
・　農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	内閣府、農林水産省
・　環境政策に関する各種会議等の構成員等、環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	内閣府、環境省
・　研究機関、大学、企業等における女性研究者・技術者の採用促進等、科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
・　女性医師の仕事と生活の両立や、離職・休職した女性医師の復職を通じた、医療機関、学術団体、職能団体等の関係団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	内閣府、厚生労働省
・　女性の活躍状況の把握・分析、女性の登用等に関する目標の設定、これらに関する情報開示（見える化）を通じた、スポーツ関係団体等における女性の参画拡大	内閣府、文部科学省
・　教育機関や学術関係団体等、学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	内閣府、文部科学省
・　世論形成に大きな影響力を有する放送・新聞・出版業界等における女性の参画拡大	内閣府、総務省
・　地方防災会議、復興に関する各種有識者会議の構成員等、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	内閣府、総務省
・　在外公館における主要ポストへの女性の登用や国際機関等における専門職への送り込み、国際的な政策・方針決定過程への女性の参画拡大	内閣府、外務省

第４分野　地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

＜成果目標＞

項　目	現　状	成果目標（期限）
自治会長に占める女性の割合	4.9% （平成 27 年）	10% （平成 32 年）
農業委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されていない組織数：644 （平成 25 年度） ・農業委員に占める女性の割合：6.3% （平成 25 年度）	・女性委員が登用されていない組織数：０ （平成 32 年度） ・農業委員に占める女性の割合：10%（早期）、更に 30%を目指す （平成 32 年度）
農業協同組合の役員に占める女性の割合	・女性役員が登用されていない組織数：213 （平成 25 年度） ・役員に占める女性の割合：6.1% （平成 25 年度）	・女性役員が登用されていない組織数：０ （平成 32 年度） ・役員に占める女性の割合：10%（早期）、更に 15%を目指す （平成 32 年度）

第５分野　科学技術・学術における男女共同参画の推進

＜成果目標＞

項　目	現　状	成果目標（期限）
研究者の採用に占める女性の割合（自然科学系）	自然科学系：25.4% 理学系　　：11.2% 工学系　　：　8.0% 農学系　　：13.8% 医歯薬学系：24.3% （平成 24 年）	「自然科学系全体で 30%、理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、医学・歯学・薬学系合わせて 30%」 （科学技術基本計画について（答申）を踏まえた第5期科学技術基本計画（平成28年度から 32 年度まで）における値）
日本学術会議の会員に占める女性の割合	23.3% （平成 27 年）	30% （平成 32 年）
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	22.3% （平成 27 年）	30% （平成 32 年）

第6分野　科学技術・学術における男女共同参画の推進

＜成果目標＞

25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	30.1% （平成26年）	31% （平成32年）

第10分野　教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

＜成果目標＞

項　目		現　状	成果目標（期限）
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数		121 （平成25年）	0 （平成32年）
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		15.0% （平成25年）	20%以上 （平成32年）
大学の教員に占める女性の割合			
	准教授	22.6% （平成26年）	25%（早期）、更に30%を目指す （平成32年）
	教授等 （学長、副学長及び教授）	14.4% （平成26年）	17%（早期）、更に20%を目指す （平成32年）

第11分野　男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

＜成果目標＞

項　目	現　状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% （平成27年）	30% （平成32年）
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されていない組織数:515 （平成26年） ・委員に占める女性の割合: 7.7% （平成27年）	・女性委員が登用されていない組織数:0 （平成32年） ・委員に占める女性の割合：10%（早期）、更に30%を目指す （平成32年）

第12分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

＜成果目標＞

項　目	現　状	成果目標（期限）
国連関係機関の日本人職員数（専門職以上）	766人 （平成27年）	1,000人以上 （平成37年）

（参考）

参考指標（関連部分）

参考指標は、第4次男女共同参画基本計画の各分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な各種指標であり、同計画の具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、内閣府において、その推移を定期的にフォローアップし、結果を公表することとしている。

第2分野　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

項　目		現　状
司法分野に占める女性の割合	弁護士	18.2% （平成27年）
経済団体役員に占める女性の割合	経済同友会役員	9.0% （平成27年）
	日本経済団体連合会役員	0% （平成27年）
	日本商工会議所役員	0% （平成27年）
	全国商工会連合会役員	2.0% （平成27年）
	都道府県商工会連合会役員	5.9% （平成27年）
	全国中小企業団体中央会役員	1.6% （平成27年）
	都道府県中小企業団体中央会役員	1.3% （平成27年）
	日本労働組合総連合会役員	25.9% （平成27年）
	日本労働組合総連合会傘下の労働組合における中央執行委員	9.7% （平成27年）
専門的職業における女性の割合	公認会計士	14.4% （平成27年）
	獣医師	28.6% （平成26年）
職能団体役員における女性の割合	日本弁護士連合会役員	10.0% （平成27年）
	各弁護士会役員	11.2% （平成27年）
	日本公認会計士協会役員	8.0% （平成27年）
	日本公認会計士協会地域会役員	5.9% （平成27年）
	日本獣医師会役員	4.2% （平成27年）
	地方獣医師会役員	3.0% （平成27年）

第4分野　地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

項　目		現　状
日本PTA全国協議会役員に占める女性の割合		11.1% （平成27年）
都道府県・政令指定都市PTA協議会役員に占める女性の割合		8.1% （平成27年）
PTA会長（小中学校）に占める女性の割合		12.5% （平成27年）
農林水産団体における女性の割合	全国農業協同組合中央会役員に占める女性の割合	3.4% （平成27年）
	全国農業協同組合連合会役員に占める女性の割合	5.6% （平成27年）
	全国漁業協同組合連合会役員に占める女性の割合	0% （平成27年）
	全国森林組合連合会役員に占める女性の割合	0% （平成27年）
	農業協同組合個人正組合員に占める女性の割合	20.4% （平成25年度）
	漁業協同組合役員に占める女性の割合	0.5% （平成25年度）
	漁業協同組合個人正組合員に占める女性の割合	5.4% （平成25年度）
	森林組合役員に占める女性の割合	0.4% （平成25年度）
指導農業士等に占める女性の割合		32.0% （平成26年度）
女性の認定農業者数		10,371人 （平成26年）
農村女性起業数		9,719件 （平成24年度）

第5分野　科学技術・学術における男女共同参画の推進

項　目		現　状
研究者（文理を問わない）に占める女性の割合		14.7% （平成27年）
	企業・非営利団体	8.2% （平成27年）
	公的機関	16.9% （平成27年）
	大学等	25.9% （平成27年）

第6分野　生涯を通じた女性の健康支援

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>現　状</th></tr>
<tr><td colspan="2">医療施設に従事する女性医師数</td><td>60,495人
(平成26年)</td></tr>
<tr><td colspan="2">就業助産師数</td><td>33,956人
(平成26年)</td></tr>
<tr><td colspan="2">院内助産所数・助産師外来数</td><td>1,113件
(平成26年)</td></tr>
<tr><td rowspan="8">専門的職業等に占める女性の割合</td><td>歯科医師</td><td>22.2%
(平成26年)</td></tr>
<tr><td>薬剤師</td><td>66.1%
(平成26年)</td></tr>
<tr><td>日本医師会役員</td><td>5.9%
(平成27年)</td></tr>
<tr><td>都道府県医師会役員</td><td>5.1%
(平成26年)</td></tr>
<tr><td>日本歯科医師会役員</td><td>3.8%
(平成27年)</td></tr>
<tr><td>都道府県歯科医師会役員</td><td>3.9%
(平成27年)</td></tr>
<tr><td>日本薬剤師会役員</td><td>10.0%
(平成27年)</td></tr>
<tr><td>都道府県薬剤師会役員</td><td>17.8%
(平成27年)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療関係職業団体役員に占める女性割合</td><td>全国団体(日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会)</td><td>6.7%
(平成26年)</td></tr>
<tr><td>都道府県組織(都道府県医師会、都道府県歯科医師会、都道府県薬剤師会)</td><td>8.9%
(平成26年)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スポーツ団体役員に占める女性の割合</td><td>日本オリンピック委員会役員</td><td>9.4%
(平成27年)</td></tr>
<tr><td>日本体育協会役員</td><td>13.3%
(平成27年)</td></tr>
</table>

第10分野　教育・メディア等を通じた意識改革、理解の推進

項　目	現　状
都道府県教育委員会委員に占める女性の割合	33.9% （平成27年）
国立大学の課長相当職以上に占める女性の割合	12.6% （平成26年）
記者に占める女性の割合（日本新聞協会）	17.6% （平成27年）
日本新聞協会役員に占める女性の割合	0% （平成27年）
日本民間放送連盟役員に占める女性の割合	0% （平成27年）
日本放送協会役員に占める女性の割合（注）	20.8% （平成27年）
日本新聞協会加盟各社における管理職の女性の割合	5.1% （平成27年）
日本新聞協会加盟各社における新規採用の女性の割合	37.3% （平成27年）
日本民間放送連盟加盟各社における管理職の女性の割合	13.1% （平成27年）
日本民間放送連盟加盟各社における新規採用の女性の割合	30.6% （平成25年）
日本放送協会における管理職の女性の割合	6.1% （平成27年）
日本放送協会における新規採用の女性の割合	31.7% （平成27年）
日本新聞協会加盟各社役員に占める女性の割合	2.9% （平成26年）

（注）会長・副会長・理事に経営委員を加えたもの。

第12分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

項　目		現　状
国際機関等	専門職以上の日本人職員に占める女性の割合	60.4% （平成27年）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ➢ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ➢ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ➢ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
  (労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)

  - ➢ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
    【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率　②勤続年数男女差　③労働時間の状況　④女性管理職比率　等
  - ➢ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
  - ➢ 女性の活躍に関する情報の公表
    （省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。
  地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。